

ID: 1918

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第34条第1項		
法令番号	令和4年法律第37号		
【根拠条文】 (協定の変更) 第34条 第31条第1項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定において定めた事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 2 前2条の規定は、前項の認可について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日